

## 第1 審査会の結論

岐阜県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行ったいじめ防止対策委員会への提出資料等に係る個人情報部分開示決定において、異議申立人が開示を求める情報を実施機関が非開示としたことは、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 個人情報開示請求

異議申立人は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、平成28年2月13日付けで、異議申立人の娘である〇〇〇〇（以下「本人」という。）の訴えたいじめの被害に関して、〇〇〇〇高等学校（以下「学校」という。）において平成〇〇年〇〇月〇〇日に開催された「いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）」に提出された学校の調査結果及び議事録その他添付資料一切について個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

なお、本件開示請求は、未成年者である本人に代わり、母親が法定代理人として行ったものである。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開催された委員会の「配付資料」及び「議事録」を対象公文書として特定した上で、開示請求者以外の生徒の氏名、クラス及び学年並びに開示請求者以外の生徒からの聞き取り内容が、条例第14条第2号又は第7号に該当するとして個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年3月31日付け〇〇第278号により異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成28年4月19日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 4 諮問

実施機関は、条例第24条第1項の規定に基づき、平成28年4月27日付け学安第97号で、本件異議申立てに対する決定について、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

## 第3 異議申立人の主張

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、「開示請求者以外の生徒又は〇〇部員からの聞き取り内容」について、開示請求者以外の個人の氏名、クラス及び学年を除き、開示



以下同じ。)において、県は本件対象公文書作成の基となった、手書きのアンケート用紙を証拠として提出しており、本件処分において非開示とされた情報は、国民に公開されている。

#### 第4 実施機関の主張

##### 1 趣旨

本件異議申立てを認容しない旨の答申を求める。

##### 2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

###### (1) 防止法に基づく情報提供義務について

本件事案においては、異議申立人らからのいじめの訴えを受け、質問票の使用や複数回の聞き取りによる調査を行う等、防止法に基づく必要な調査を行ったが、本人に対するいじめの事実は確認されず、逆に調査においては、他の部員から本人の言動で傷付き、つらい思いをしているという回答が多く寄せられた。

その後、保護者の更なる申し出を受けて、弁護士、臨床心理士等、外部の専門家を含む委員会においても、本人に対するいじめについて協議したが、「いじめと判断するに足る事実は認められない。」との結論であった。

本人に対するいじめの事実は認められなかったため、実施機関が防止法に基づく保護者への情報提供義務を負うものではない。

なお、国や実施機関における基本方針において、防止法第28条の重大事態の場合であっても、保護者等への情報提供に当たっては「他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する」ことが定められており、本件事案においても防止法上の義務を負うものではないが、実施機関としては、調査結果や委員会の開催結果について、他の部員のプライバシー保護に配慮しながら、保護者に説明してきたものである。

###### (2) 条例第14条第2号該当性について

女子〇〇部は16名という小集団であり、普段から互いの会話や行動について把握しやすい環境で活動している。また、聞き取り内容には、特定の部員にしか答えられない情報が多く含まれており、このような情報は、氏名等を非開示にしたとしても、特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、聞き取り内容は、本人の言動で傷付き、つらい思いをしているという他の部員の行動や内心を含む情報であり、これらは他者に開示しないことを前提に、他の部員が教員を信じて、自らの内心を素直に表現したものである。実際に他の部員やその保護者は、回答内容を本人や異議申立人に知られることに対して強い不安を訴えており、開示された場合には、他の部員の心身に更なる苦痛を与えるおそれがある。

###### (3) 条例第14条第7号該当性について

聞き取り内容は、個人の氏名、クラス及び学年を非開示にしたとしても、

本人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、開示した場合に他の部員の権利利益を害するおそれのある情報である。

本件事案に係る聞き取り調査（以下「本件聞き取り調査」という。）は、他者に安易に漏らすことのないよう、十分配慮した上で行ったものであり、協力した部員は、聞き取り内容が開示されるとの前提で回答したものではない。

そのため、関係者に対してであっても、開示されれば、教員と生徒の信頼関係が壊れ、今後、学校における同種の聞き取り調査に際し、本当のことを話すのを躊躇し、事実の一部しか答えなくなる等、調査に支障が生じ、いじめ等の問題に関する事実関係の把握に著しい支障を及ぼすおそれがある。

#### （４）異議申立人の主張について

別件訴訟における証拠提出は、県として、本人に対するいじめの事実が確認されていないことを主張立証していくために、本件処分後に提出したものであることから、本件処分には影響しない。

なお、提出に当たっては、学校において説明会を開催し、個人の氏名等について可能な限り伏せるという条件で、すべての部員及びその保護者から了承を得ている。

### 第５ 審査会の判断

#### １ 対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る個人情報に記載された公文書として、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開催された委員会の「配付資料」及び「議事録」を特定した。

#### ２ 本件処分の妥当性について

##### （１）防止法に基づき実施機関が情報提供義務を負う旨の主張について

異議申立人は、防止法に基づき、実施機関が異議申立人らに対する情報提供義務を負う旨主張する。

他方、実施機関は、本件事案においては異議申立人らからの訴えを受け、防止法に基づく必要な調査を行った結果、いじめの事実は確認されなかったことから、同法に基づく情報提供義務を負うものではない旨主張する。

この点について、審査会が実施機関から説明を受け、対象公文書を見分したところによれば、実施機関は、生徒指導部の教諭が平成〇〇年〇〇月〇〇日及び〇〇日に女子〇〇部の本人を除く部員全員を対象として調査を行うなど、異議申立人らからいじめの訴えがあった〇〇月〇〇日以降、質問票の使用を含む複数回の調査を行う等の措置を講じている。これらの調査結果等を踏まえ、〇〇月〇〇日のほか、〇〇月〇〇日及び翌年〇〇月〇〇日にも開催された弁護士、臨床心理士等、外部の専門家を含む委員会において、「いじめと判断するに足る事実は認められない。」との結論が出されていることが認められる。

こうした事情の下においては、異議申立人のというような防止法に基づく情報提供義務を、実施機関が負っているとまでは認められない。

したがって、審査会は、本件処分において非開示とされた情報が、条例第14条各号の非開示事由に該当するかどうかについて、以下条例の規定に照らし、判断する。

なお、異議申立人は非開示とされた部分のうち、開示請求者以外の生徒の氏名、学年及びクラスについては開示を求めていることから、この点を踏まえて判断する。

(2) 開示請求者以外の個人情報（条例第14条第2号）について

ア 条例第14条第2号の趣旨

条例第14条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利を害するおそれがあるもの」を非開示情報と規定し、ただし書ハにおいて、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については、非開示情報から除外すると規定している。

同号の趣旨は、開示請求者以外の個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報については、非開示とすることを定めたものである。

また、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、特定の個人を識別されない情報であって、開示することにより、人格的・財産的な権利利益等の個人の権利利益を害するおそれがあるものをいい、例えば、カルテ、反省文、未発表の著作物などがこれに該当する。

これらは、内容によっては、個人の人格と密接に関連し、開示した場合には個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、仮に特定の個人が識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとして、非開示とすることを定めたものである。

さらに、同号ただし書ハとして、開示請求者以外の個人に関する情報について、非開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を非開示情報から除外することを定めている。

イ 条例第14条第2号該当性

審査会が対象公文書を見分し、実施機関から聴取したところによれば、本件開示請求に係る女子〇〇部は部員数16人の小集団であり、互いの会話や行動について把握しやすい環境で活動しているとのことであり、聞き

取り内容には、本人と特定の部員が2人で行動していた際の発言等、特定の部員にしか回答できない内容が含まれていることから、氏名等を非開示としたとしても、その一部は、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。また、本件聞き取り調査は、教員との信頼関係の下で、他者に開示しないことを前提にして行ったものであり、聞き取り内容は、全体として、他の部員が部活動内の人間関係について、自らの認識や心情を率直に表現したものであると認められ、これらの情報が、当該部員の意に反して開示された場合には、当該部員に精神的な苦痛を与えるおそれがあると認められる。

なお、異議申立人は、聞き取り内容が条例第14条第2号ただし書ハに該当し、開示することが必要な情報である旨主張するが、聞き取り内容に本人が他の部員からいじめを受けていたという情報は含まれておらず、当該情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要な情報であるとは認められない。

したがって、聞き取り内容は、条例第14条第2号の非開示情報に該当する。

(3) 事務事業情報(条例第14条第7号)について

ア 条例第14条第7号の趣旨

条例第14条第7号は、県の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものなどについて、非開示とすることを定めたものである。

イ 条例第14条第7号の該当性

前記(2)イのとおり、本件聞き取り調査は、他者に開示しないことを前提に行ったものであり、聞き取り内容は、これらが開示された場合に個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

これらが開示された場合には、今後、学校における生徒を対象とした同種の調査に際して、生徒が事実等を回答するに当たり、開示に支障のない範囲内での回答にとどめる等、事実関係の調査に係る事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、聞き取り内容は、条例第14条第7号の非開示情報にも該当する。

(4) 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、別件訴訟において、聞き取り内容と同様の情報が県により証拠として提出されたから、聞き取り内容は開示すべきである旨主張する。

しかし、審査会が実施機関に確認したところによれば、別件訴訟における証拠提出は、訴訟上の主張立証の必要性から、本件処分後に他の部員とその保護者の同意を得て行ったというものであった。

審査会が、本件処分の妥当性について判断するに当たっては、処分時を基準時として、対象公文書に記載されている情報が条例の非開示事由に該当す

るかどうかを審査・判断するものであって、別件訴訟において本件処分後になされた証拠提出が、審査会の上記判断を左右するものではない。

### 3 結論

以上のとおり、本件処分で非開示とされた情報のうち、異議申立人が開示を求める情報は、条例第14条第2号及び第7号の非開示事由に該当すると認められる。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成28年4月27日	実施機関から諮問を受けた。
平成28年6月16日	実施機関から部分開示決定理由説明書を受領した。
平成28年6月20日	異議申立人に部分開示決定理由説明書を送付した。
平成28年7月15日	異議申立人から7月14日付け意見書を受領した。
平成28年7月19日	実施機関に7月14日付け意見書を送付した。
平成28年11月10日	実施機関から11月10日付け意見書を受領した。
平成28年12月5日	異議申立人に11月10日付け意見書を送付した。
平成28年12月20日	異議申立人から12月19日付け意見書を受領した。
平成28年12月28日	実施機関に12月19日付け意見書を送付した。
平成29年1月27日 (第79回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成29年2月14日	異議申立人から2月13日付け補足意見書を受領した。
平成29年2月16日 (第80回審査会)	諮問事案の審議を行った。 異議申立人及び実施機関の口頭意見陳述を行った。
平成29年3月23日 (第81回審査会)	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	川田 智子	行政書士	
会長	栗山 知	弁護士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	松浦 好子	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)